

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する案(概要)に対する意見募集について

令和元年11月2日
内閣府

この度、別紙(概要)のとおり、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第60条第1項の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。)の一部を改正する案を作成しました。

つきましては、本件に関する国民の皆様の御意見を以下の要領で募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、基本指針案作成における参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けておりませんので、併せて御了承ください。

1. 意見募集対象

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成26年内閣府告示第159号)の一部を改正する案(概要)

2. 意見募集期間

令和元年11月2日(土)から12月1日(日)まで(締切日必着)

3. 意見提出方法

御意見は、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

(1) インターネット上の意見募集フォームを利用される場合

以下のホームページからお送りください。

文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

(2) 郵送の場合

以下の宛先に送付してください。

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館
内閣府子ども・子育て本部認定こども園担当「意見募集」係 宛

(3) FAX の場合

以下の FAX 番号に送信してください。

03-3581-2521

内閣府子ども・子育て本部認定こども園担当「意見募集」係 宛

4. 記入事項

郵送又は FAX にてお送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。(様式任意)

インターネットによる場合は、意見募集フォームに沿って御記入ください。

【1】タイトル

(「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の一部改正案に対する意見」と御記入ください)

【2】氏名(法人又は団体の場合は名称、代表者及び担当者の氏名)

【3】年齢

【4】性別

【5】所属等

【6】御意見(理由も含め 1,000 文字以内)

【7】電話番号又は電子メールアドレス

郵送の場合は、封筒表面に「子ども・子育て支援法に基づく基本指針の一部改正案に対する意見」と朱書きいただきますようお願いいたします。

5. お寄せいただいた御意見及び個人情報の取扱いについて

お寄せいただいた御意見につきましては、命令案作成の参考とさせていただくとともに、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

個人情報のうち、電話番号及びメールアドレスについては、御意見の内容確認等のための連絡を目的とする場合に限り利用する場合があります。